

第６６回
定時株主総会招集ご通知

2020年6月24日（水曜日）午前10時
（受付開始 午前９時）
郵送及びインターネットによる議決権行使期限
2020年6月23日（火曜日）午後5時30分まで

帝国ホテル　本館4階　桜の間
東京都千代田区内幸町一丁目1番1号

末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください

第66回定時株主総会招集ご通知 …… 3
<株主総会参考書類>
第1号議案　剰余金処分の件 …… 6
第2号議案　取締役5名選任の件 …… 7
第3号議案　監査役2名選任の件 …… 11
第4号議案　取締役及び執行役員に対する株式報酬等の額及び内容改定の件 …… 14
<提供書面>
事業報告
１．企業集団の現況に関する事項 …… 22
２．会社の株式に関する事項 …… 33
３．新株予約権等に関する事項 …… 35
４．会社役員に関する事項 …… 36
５．会計監査人の状況 …… 41
６．株式会社の支配に関する基本方針 …… 41
７．業務の適正を確保するための体制 …… 42
８．業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要 …… 42
連結計算書類 …… 44
計算書類 …… 47
監査報告書 …… 50

証券コード：8174

ニチガスの経営理念のご紹介

経営理念

その1　地域社会に対する貢献

環境負荷の少ないエネルギーを、地域社会に最適な供給方法により安全と安定供給を担保しつつ適正価格で提供することにより、お客様のより快適な生活に資するとともに、地域社会の環境保全や防災活動に貢献します。また、地域社会の一員として地域の価値向上に積極的に参加し、かつ納税義務を果たすことも企業としての社会的責任であり社会貢献と考えます。

その2　企業の持続的成長を目指す

地域社会に貢献し、お客様を増やすことが経営基盤をさらに強固なものとすると考え、適正な利益を確保し効率的な投資を行い、企業価値の長期的向上に努めます。また、株主に対しては継続的・安定的な配当と内部統制システムの構築により、株主価値の向上に努めます。

その3　人的資源の尊重

社員をはじめとする人的資源は企業を支える重要な財産と位置づけており、お客様に密着したきめ細かいサービスを行うため、社員の能力を最大限に発揮できるような経営を行うことは、企業の持続的成長のために不可欠な要素であります。その根底に社員、お取引先並びにその家族の幸福が不可欠であり、経営に当たってその増進を目指します。



社長ご挨拶

株主のみなさまには、日頃より当社グループへのご理解とご支援をいただき心より感謝申し上げます。第66期（2019年4月1日から2020年3月31日）の定時株主総会招集ご通知のお届けにあたり、一言ご挨拶申し上げます。

第66期は、ガス及び電気のお客様基盤の拡大及びIOTを駆使した業務効率化による販管費のコントロールにより、営業利益は11,519百万円（前年比29.0％増）、経常利益は10,682百万円（同44.8％増）、親会社株主に帰属する四半期純利益は7,742百万円（同78.9％増）を計上し、大幅な増益となりました。

一方､第67期（2020年4月1日から2021年3月31日）につきましても、新型コロナウイルス感染症拡大により一部の業務用ガス販売動向や企業活動への影響がみられますが、家庭用のガス販売を主力とする当社は、ガス需要は底堅く、業績は大きな影響を受けないと想定しております。また、足元のLPガス原料価格は過去に例を見ない程に低い水準にあり、利益面についてはフォローとなると見込んでおります。

第67期の還元に関しましては、“不要な資本を持たない”という大方針に変更ありません。但し､現在の不透明な状況を踏まえ、不測の事態に対応できる資金調達力、安定した財務基盤を最優先とし、現時点では、配当に関してのみお知らせし、本来の方針に沿った株主還元は、不透明な経済状況に見通しがつき次第発表することとさせていただきます。なお、配当に関しましては、現在の経済環境下においてできる限りの還元をさせていただきたく、1株当たりの配当（通期予想）は第66期実績の70円から30円増配の100円と予想といたします。

株主の皆様のより一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2020年6月

代表取締役社長 和田眞治

株 主 各 位

証券コード　8174
2020年６月３日

東京都渋谷区代々木四丁目31番８号
日本瓦斯株式会社
代表取締役社長　和 田 眞 治

第66回　定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第66回定時株主総会を下記により開催いたしますのでご通知申し上げます。

なお、議決権は書面またはインターネットによってご行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年６月23日（火曜日）午後５時30分までに到着するようご返送くださるか、当社の指定する議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）より議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

新型コロナウイルスによる感染症への対応について

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本株主総会会場におきましては、開催日現在の状況に応じ、マスク着用やアルコール消毒液の設置など感染予防のための措置を講じてまいります。本株主総会にご出席される株主の皆様におかれましては、当日は、受付にて検温を実施させていただきますので、何卒、ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。

※なお、本株主総会にご出席を検討されている方の中でも、特にご高齢の方、基礎疾患がある方、妊娠されている方におかれましては、新型コロナウイルス感染による重症化リスクが高いとされておりますので、当日の出席はご遠慮いただき、書面またはインターネットでの議決権行使をご検討くださいますようお願い申し上げます。

記

1 日時	**2020年６月24日（水曜日）午前10時**
2 場所	東京都千代田区内幸町一丁目１番１号 帝国ホテル　本館４階　桜の間 （末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3 目的事項	**報告事項**	1．第66期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
		2．第66期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）計算書類の内容報告の件
	決議事項	第１号議案　剰余金処分の件 第２号議案　取締役５名選任の件 第３号議案　監査役２名選任の件 第４号議案　取締役及び執行役員に対する株式報酬等の額及び内容改定の件

以　上

インターネットによる開示について

●株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

●下記の事項につきましては、法令及び定款第15条の定めに基づき、後記URLのインターネット上の当社ウェブサイトに掲載していますので、本招集ご通知提供書面には記載していません。

・事業報告　７．業務の適正を確保するための体制　８．業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
・連結注記表
・個別注記表

なお、会計監査人が監査した連結計算書類、計算書類は、本招集ご通知提供書面に記載の各書類のほか、当社ウェブサイトに掲載している連結注記表及び個別注記表となります。また、監査役会が監査した事業報告、連結計算書類、計算書類は、本招集ご通知提供書面に記載の各書類のほか、当社ウェブサイトに掲載している事業報告、連結注記表及び個別注記表となります。

当社ウェブサイト　https://www.nichigas.co.jp/

※ご自宅等で株主総会をご視聴いただけるようライブ中継を行います。
https://www.nichigas.co.jp/ir/ir_event/online_meeting/
（インターネット中継になります。視聴方法等詳しくは、57頁をご確認ください。）

議決権行使についてのご案内

議決権の行使方法には、**下記の３方法**がございます。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、ご行使いただきますようお願い申し上げます。

●株主総会にご出席のうえ、議決権をご行使いただく場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。
この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時

2020年６月24日（水曜日）午前10時

●書面にて議決権をご行使いただく場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、下記の行使期限までに到着するようにご返送ください。

議決権行使期限

2020年６月23日（火曜日）午後５時30分必着

●インターネットにて議決権をご行使いただく場合
（詳細は55頁をご参照ください。）



当社指定の議決権行使専用ウェブサイト（**https://evote.tr.mufg.jp/**）にアクセスしていただき、画面の案内に従い議案に対する賛否をご入力ください。

議決権行使期限

2020年６月23日（火曜日）午後５時30分まで

システム等に関するお問い合わせ	**三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）** 電話 **0120－173－027**（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

本定時株主総会の結果についてのご案内

本定時株主総会の結果につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス **https://www.nichigas.co.jp/**）に掲載させていただきます。

第１号議案　**剰余金処分の件**

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

資本効率を重視する当社は、堅調な業績を背景に成長投資と株主還元を両立させながら、総資産及び自己資本比率を適正水準にコントロールしております。つきましては、当期の期末配当は、1株につき35円とさせていただきたいと存じます。

なお、中間配当（1株当たり35円）と合わせた年間配当は、1株当たり70円となります。

1　配当財産の種類

金銭

2　配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき　金35円

総額　1,405,249,440円

3　剰余金の配当が効力を生じる日

2020年６月25日

ご参考

配当金の推移

(単位:円)

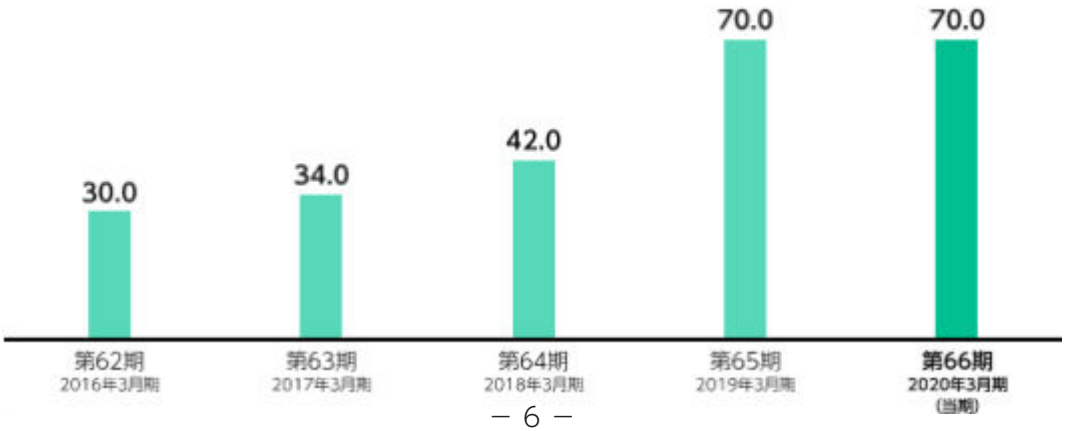

第２号議案　取締役５名選任の件

取締役11名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。当社は、新たな成長ステージへの挑戦、持続的な企業価値の成長を実現・加速するために、取締役会における経営の意思決定及び取締役の業務監督機能と業務執行機能を分離いたしたいと存じます。権限委譲に基づく意思決定の迅速化と、業務執行の責任と権限の明確化を図り、当社グループを取り巻く事業環境の変化に迅速かつ柔軟に対応し得る「攻めのガバナンス」体制を実現いたします。つきましては、取締役会における経営戦略や経営計画等についての建設的な議論を強化し、グループの企業価値の向上を力強く実現するために取締役６名を減員した、５名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位・担当	
1	和田 眞治（わだ　しんじ）	代表取締役社長	再任
2	渡辺 大乗（わたなべ　だいじょう）	代表取締役専務 営業本部長 都市ガスグループ管掌	再任
3	柏谷 邦彦（かしわや　くにひこ）	代表取締役専務 コーポレート本部長 海外事業部管掌	再任
4	井出　隆（いで　たかし）	社外取締役	再任 社外 独立
5	河野 哲夫（かわの　てつお）	社外取締役	再任 社外 独立

再任　再任取締役候補者　　社外　社外取締役候補者　　独立　証券取引所届出独立役員候補者

1 和田 眞治（わだ しんじ）

1952年４月３日生

再任

所有する当社の株式の数
56,155株

取締役会出席率
100%（14/14回）



略歴、当社における地位及び担当

1977年３月　当社入社
1997年６月　当社取締役（営業部長兼西関東支店長）
2000年６月　当社常務取締役（営業本部西関東支店長）
2001年４月　当社常務取締役（営業本部営業統括兼西関東支店長）
2002年４月　当社常務取締役（営業本部営業統括）
2003年１月　当社常務取締役（営業本部長）
2004年６月　当社専務取締役（営業本部長）
2005年６月　当社代表取締役社長（営業本部長）
2006年４月　当社代表取締役社長（現任）

取締役候補者とした理由

和田眞治氏は、経営者として豊富な経験と幅広い見識を有しており、経営企画、情報システムをはじめとして当社のさまざまな部門に精通する等、代表取締役社長として当社の経営をリードしてきた能力と実績を有していることから、引き続き選任をお願いするものです。

重要な兼職の状況

該当事項はありません。

2 渡辺 大乗（わたなべ だいじょう）

1958年11月30日生

再任

所有する当社の株式の数
26,300株

取締役会出席率
100%（14/14回）



略歴、当社における地位及び担当

1981年３月　当社入社
2000年６月　当社取締役（営業部長兼東関東支店長）
2005年４月　当社取締役（営業本部TED部長）
2007年４月　当社取締役（営業支援本部ガス事業管理部長）
2008年４月　当社常務取締役（営業本部企画業務部長兼ガス事業管理部管掌）
2009年４月　当社常務取締役（営業本部企画業務部兼ガス事業管理部兼TED部兼開発営業部管掌）
2011年４月　当社常務取締役（営業本部企画業務部兼ガス事業管理部兼開発営業部兼TED部管掌）
2014年４月　当社常務取締役（営業本部エネルギー企画部長（TED部　ライフプロダクト営業部管掌））
2015年４月　当社常務取締役（営業本部エネルギー企画部長（ライフプロダクト営業部管掌））
2015年６月　当社専務取締役（営業本部エネルギー企画部長（ライフプロダクト営業部管掌））
2016年６月　当社専務取締役（営業本部副本部長（エネルギー企画部総合エネルギー事業部ライフプロダクト営業部管掌））
2018年４月　当社代表取締役専務エネルギー営業本部長（都市ガスグループ管掌）
2020年４月　当社代表取締役専務営業本部長（都市ガスグループ管掌）（現任）

取締役候補者とした理由

渡辺大乗氏は、入社以来、営業部門の取締役等要職を経て、当社事業の全分野の責任者を務めております。また電力とガス事業の融合に関する経営企画に精通する等、代表取締役に相応しい経験と能力を有していることから、引き続き選任をお願いするものです。

重要な兼職の状況

新日本瓦斯株式会社　代表取締役社長

3 柏谷 邦彦（かしわや くにひこ）

1971年1月6日生

再任

所有する当社の株式の数
20,000株

取締役会出席率
100%（14/14回）



略歴、当社における地位及び担当

1999年 9 月　Ernst＆Young LLP入社
2001年11月　AIMAC Group入社
2003年 3 月　オリックス株式会社入社
2012年 3 月　当社入社
2012年 4 月　当社執行役員（営業本部海外事業部長）
2013年 6 月　当社取締役（営業本部海外事業部長）
2014年 2 月　当社取締役（戦略企画本部長兼海外事業部長）
2015年10月　当社取締役（営業本部海外事業部長兼IR・資本戦略部長）
2017年 2 月　当社常務取締役（営業本部海外事業部長兼IR・資本戦略部長）
2018年 4 月　当社代表取締役専務
経営企画本部長（海外事業部・コーポレートコミュニケーション部管掌）
2020年 4 月　代表取締役専務コーポレート本部長（海外事業部管掌）（現任）

取締役候補者とした理由

柏谷邦彦氏は、経営参加等の経験を有し、当社の海外事業分野、IR・資本戦略に加え、他社とのアライアンス推進を手がける等、代表取締役に相応しい経験と能力を有していることから、引き続き選任をお願いするものです。

重要な兼職の状況

該当事項はありません。

4 井出 隆（いで たかし）

1951年6月19日生

再任　社外　独立

所有する当社の株式の数
—株

取締役会出席率
100%（14/14回）



略歴、当社における地位及び担当

1984年 4 月　公認会計士登録
1998年 7 月　中央監査法人代表社員就任
2006年 7 月　新日本監査法人入社　シニアパートナー
2013年 6 月　新日本有限責任監査法人退職
2014年 6 月　日本サード・パーティ株式会社社外監査役（現任）
2014年 6 月　当社社外監査役
2015年 6 月　当社社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由

井出隆氏は公認会計士として会計・財務に関して深い見識を有し経営面から当社の財務政策・コンプライアンス体制構築に的確かつ積極的な指導をいただけると判断して、社外取締役として引き続き選任をお願いするものです。

なお、同氏は会社経営に関与された経験はございませんが、前述の理由から職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

重要な兼職の状況

日本サード・パーティ株式会社　社外監査役

5 河野 哲夫（かわの てつお）

1952年９月４日生

再任　社外　独立

所有する当社の株式の数
―株

取締役会出席率
93%（13/14回）



略歴、当社における地位及び担当

1999年４月	株式会社さくら銀行米州営業部長兼ニューヨーク支店副支店長
2003年４月	株式会社三井住友銀行理事本店法人営業部長
2005年４月	エームサービス株式会社執行役員営業開発推進本部長
2014年４月	同社上席執行役員品質管理本部長
2015年６月	当社社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由

河野哲夫氏は大手金融機関に長年勤務し金融・財務面のみならず海外事業に対しても豊富な知見を有しており、当社の資本政策・海外事業に対して的確かつ積極的なご意見をいただけると判断して、社外取締役として引き続き選任をお願いするものです。

重要な兼職の状況

該当事項はありません。

（注）1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 井出隆氏及び河野哲夫氏は社外取締役候補者であります。井出隆氏及び河野哲夫氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員の候補者であります。
3. 井出隆氏及び河野哲夫氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって５年となります。
4. 社外取締役の責任限定について
当社は社外取締役が期待できる役割を十分発揮できるよう、会社法第427条第1項に基づき、現行定款第36条において、社外取締役との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これに基づき社外取締役候補者である井出隆氏及び河野哲夫氏につきましては、当社との間で当該責任限定契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合、当社との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。その契約内容は次のとおりであります。
・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の執行において善意かつ重大な過失がない時に限るものとする。

第３号議案　監査役２名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役山田剛志氏及び中嶋克久氏が任期満了となりますので監査役２名の選任をお願いするものであります。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	
1	山田 剛志（やまだ　つよし）	社外監査役	再任 社外 独立
2	中嶋 克久（なかしま　かつひさ）	社外監査役	再任 社外 独立

再任　再任監査役候補者　社外　社外監査役候補者　独立　証券取引所届出独立役員候補者

1 山田 剛志（やまだ つよし）

1965年７月16日生

再任 | 社外 | 独立

所有する当社の株式の数
―株

監査役会出席率
93%（13/14回）



略歴、当社における地位

2004年 4 月　弁護士登録
2004年 4 月　新潟大学法科大学院准教授
2008年 1 月　株式会社ﾄｯﾌﾟｶﾙﾁｬｰ社外監査役（現任）
2010年 4 月　成城大学大学院法学研究科教授（現任）
2011年 7 月　敬和総合法律事務所客員弁護士（現任）
2016年 6 月　当社社外監査役（現任）

社外監査役候補者とした理由

山田剛志氏は、弁護士資格を持つ現職の大学教授でありその専門知識と見解を当社の監査体制の強化にいかして頂きたいためであります。また、会社経営に関与された経験はございませんが、上記の経験等を勘案し、当社の社外監査役として引き続き選任をお願いするものです。

重要な兼職の状況

株式会社ﾄｯﾌﾟｶﾙﾁｬｰ社外監査役

2 中嶋 克久（なかしま かつひさ）

1961年７月29日生

再任 | 社外 | 独立

所有する当社の株式の数
―株

監査役会出席率
100%（14/14回）



略歴、当社における地位

1985年10月　青山監査法人（現 ﾌﾟﾗｲｽｳｫｰﾀｰﾊｳｽｸｰﾊﾟｰｽ）入所
1993年 8 月　日本合同ﾌｧｲﾅﾝｽ株式会社（現 株式会社ｼﾞｬﾌｺ）出向
2002年 7 月　預金保険機構出向 金融再生部健全業務課課長
2008年 7 月　株式会社ﾌﾟﾙｰﾀｽ・ｺﾝｻﾙﾃｨﾝｸﾞ 代表取締役
2014年 8 月　株式会社ｵｰﾙ（現 株式会社銚子丸）社外監査役（現任）
2017年 4 月　当社社外監査役（現任）
2018年 2 月　株式会社M&Aｺﾝｿｰｼｱﾑ代表取締役（現任）

社外監査役候補者とした理由

中嶋克久氏は、公認会計士としての専門的見地から会計・財務に関して十分な実績をあげられており、経営に関する高い見識も有しているため、引き続き社外監査役として選任をお願いするものです。

重要な兼職の状況

株式会社銚子丸　社外監査役
株式会社M&Aｺﾝｿｰｼｱﾑ　代表取締役

（注）1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 山田剛志氏、中嶋克久氏は、社外監査役候補者であり、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員の候補者であります。
3. 社外監査役の責任限定について
当社は社外監査役が期待できる役割を十分発揮できるよう、会社法第427条第1項に基づき、現行定款第47条において、社外監査役との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めており、これに基づき山田剛志氏、中嶋克久氏と責任を限定する契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合、当社との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。その契約内容は次のとおりであります。
・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
・上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の執行において善意かつ重大な過失がない時に限るものとする。
4. 山田剛志氏及び中嶋克久氏は、現在、当社の社外監査役でありますが、両氏の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって山田剛志氏が４年、中嶋克久氏が３年となります。

第４号議案　**取締役及び執行役員に対する株式報酬等の額及び内容改定の件**

１．提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社の取締役（社外取締役及び非常勤取締役を除く。）及び当社と委任契約を締結している執行役員（以下総称して「取締役等」という。）並びに当社の一部の子会社（以下「対象子会社」といい、当社及び対象子会社を併せて「対象会社」という。）の取締役の報酬は、「基本報酬」、「業績連動型株式報酬」により構成されておりますが、2015年６月25日開催の第61回定時株主総会にて株主の皆さまのご承認をいただき導入しております当社株式及びその換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）の交付及び給付（以下「交付等」という。）を行う業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）につき、本制度の一部改定のうえ、継続をお願いするものであります。

本制度の継続並びに一部改定は、当社グループの業績向上に対する達成意欲を高めるとともに、当社及び対象子会社の取締役並びに委任契約を締結している執行役員（以下「対象子会社の取締役等」といい、「取締役等」と併せて「対象取締役等」という。）の報酬と株主価値との連動性を高めることを目的としており、相当であると考えております。

なお、本制度の対象となる当社の取締役の員数は、第２号議案「取締役５名選任の件」を原案どおりご承認いただきますと、３名となります。

また、本制度は、執行役員も対象としており、本制度に基づく報酬には、執行役員に対する報酬も含まれますが、本議案では、対象となる執行役員が本制度の対象期間中に新たに取締役に就任する可能性があることを踏まえ、本制度に基づく報酬の全体につきその額及び内容を提案するものであり、本総会終結の時をもって本制度の対象となる当社の取締役を兼務しない執行役員は17名となります。

2．本制度の主な改定項目について

（下線部は変更箇所を示しております）

（1） 本制度の対象となる当社株式等の交付等の対象者

改 定 前	改 定 後
・当社の取締役 （社外取締役及び非常勤取締役を除く。） ・当社と委任契約を締結している執行役員 ・対象子会社の取締役 （社外取締役及び非常勤取締役を除く。）	・当社の取締役 （社外取締役及び非常勤取締役を除く。） ・当社と委任契約を締結している執行役員 ・対象子会社の取締役 （社外取締役及び非常勤取締役を除く。） ・対象子会社と委任契約を締結している執行役員

【本項目の改定理由】

企業価値増大への意欲をグループ全体で更に高めるため、本制度の対象を対象子会社と委任契約を締結している執行役員まで広げるものであります。

（2） 本制度に対して拠出する金員の上限

改 定 前	改 定 後
5事業年度を対象として1,140百万円 ［内訳］当社分 607百万円 対象子会社分 533百万円	5事業年度を対象として1,628百万円 ［内訳］当社分 851百万円 対象子会社分 777百万円

【本項目の改定理由】

グループ全体としての株価向上に向けた更なるインセンティブ付け、株主の皆さまとの利害価値共有を図るため本制度の対象を対象子会社の執行役員まで広げたことや、経営体制の一層の強化を図るため当社と委任契約を締結する執行役員を増員したことによる、本制度の対象者（以下「制度対象者」という。）の増員を踏まえ、業績連動による株式報酬において当社が拠出する金員の上限を引き上げるものです。

（3）　本制度から交付する当社株式等の数の上限

改　定　前	改　定　後
≪１事業年度毎≫ 79,600ポイント（株） ［内訳］当社分　42,300ポイント（株） 対象子会社分　37,300ポイント（株） ≪５事業年度からなる対象期間≫ 398,000ポイント（株） ［内訳］当社分　211,500ポイント（株） 対象子会社分　186,500ポイント（株）	≪１事業年度毎≫ 88,000ポイント（株） ［内訳］当社分　46,000ポイント（株） 対象子会社分　42,000ポイント（株） ≪５事業年度からなる対象期間≫ 440,000ポイント（株） ［内訳］当社分　230,000ポイント（株） 対象子会社分　210,000ポイント（株）

【本項目の改定理由】

グループ全体としての株価向上に向けた更なるインセンティブ付け、株主の皆さまと利害価値共有を図るため本制度の対象を対象子会社の執行役員まで広げたことや、経営体制の一層の強化を図るため当社と委任契約を締結する執行役員を増員したことによる、制度対象者の増員を踏まえ、業績連動による株式報酬において交付する当社株式数の上限を引き上げるものです。

（4） 本制度の対象期間

改 定 前	改 定 後
５事業年度が本制度の対象期間 ［自］2016年３月31日で終了する事業年度 ［至］2020年３月31日で終了する事業年度	５事業年度が本制度の対象期間 ［自］2021年３月31日で終了する事業年度 ［至］2025年３月31日で終了する事業年度 なお、今回の本制度の対象期間終了後は、取締役会の承認を条件として、本制度を５事業年度毎延長できるものとします。

【本項目の改定理由】

本制度の対象期間（以下「対象期間」という。）を2021年３月31日で終了する事業年度から2025年３月31日で終了する事業年度までの５事業年度といたします。また、対象期間終了後は、取締役会の承認を条件として、本制度を５事業年度毎延長できるものとします。

本制度は、対象会社が拠出する対象取締役等の報酬額を原資として、当社株式が信託を通じて取得されるものですが、制度導入時の対象期間の満了に伴い信託期間が満了する既存の信託について、取締役会による決議を得たうえで、信託期間の延長及び追加信託を行うことにより、本制度を継続的に実施します。また、かかる追加信託を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（対象取締役等に交付等が予定される当社株式で交付等が未了であるものを除く。）及び金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等を延長する信託に承継します。

なお、既存の信託は、2020年８月末日に信託期間の満了を迎えるため、上記の改定に基づき、従前の信託財産内に残存株式等が生じる場合は、当該残存株式等を延長する信託に承継します。

（5） 本制度の株式交付等の時期及び内容

改 定 前	改 定 後
≪株式交付等の時期≫ 全ての対象会社の対象取締役等退任時 ≪株式交付等の内容≫ 保有しているポイント数の70%に相当する当社株式（単元未満株式については切捨て）を交付、残りの当社株式数については信託内で換価処分した換価処分相当額の金銭を給付	≪株式交付等の時期≫ 全ての対象会社の対象取締役等退任時 ≪株式交付等の内容≫ 保有しているポイント数の一定の割合に相当する当社株式（単元未満株式については切捨て）を交付、残りの当社株式数については信託内で換価処分した換価処分相当額の金銭を給付

【本項目の改定理由】

交付時期が全ての対象会社の対象取締役等の退任時であり、長期にわたって累計された当社株式等の報酬が交付等されることを踏まえ、納税資金を確保することを目的に、金銭換価の割合を予め定める株式交付規程に委ねるものです。

3．本制度における報酬等の額・内容等

（1） 本制度の概要

本制度は、各対象会社が拠出する対象取締役等の報酬額を原資として当社株式が当社の設定する信託を通じて取得され、対象会社ごとに、対象取締役等の基本報酬月額及び役位に応じて決定される役位係数に基づき算出される数の当社株式等について、対象取締役等に交付等を行う株式報酬制度です。ただし、対象取締役等が当社株式等の交付等を受けるのは、原則として、対象取締役等の退任時となります。

（2） 本制度に対して拠出する金員の上限

各対象会社は、2021年３月31日で終了する事業年度から2025年３月31日で終了する事業年度までの５年間を対象として、本制度を導入します。また、対象期間終了後は、取締役会の承認を条件として、本制度を５事業年度毎延長できるものとします。

当社は、851百万円を上限とする金銭を拠出し、各対象子会社が拠出する金銭の上限額の合計777百万円（当社分と合わせて1,628百万円を上限とする。）と併せて、受益者要件を満たす対象取締役等を受益者とする信託期間５年間の信託を設定します（以下「本信託」という。）。本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金銭を原資として当社株式を当社（自己株式処分）または株式市場から取得します。

なお、信託を継続する場合、取締役会の承認を条件として、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより本信託を継続します。その場合、当初の信託期間と同一期間だけ本信託の信託期間を延長し、当社は、延長された信託期間ごとに追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役等に対するポイント数の付与を継続します。かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存株式等があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、1,628百万円の範囲内とします。

（3） 本制度から交付する当社株式数の算定方法と上限

予め定める株式交付規程に基づき、信託期間中の毎年７月に、連結営業利益等の達成度に応じて変動する基本報酬月額及び役位に応じて決定される役位係数に基づき算出される一定のポイント数が、翌年３月31日で終了する事業年度（以下「評価対象事業年度」という。）に係るポイントとして、対象会社ごとに付与されます。

なお、１ポイントは当社普通株式１株とし、当社の年間付与ポイント数の上限は46,000ポイント。各対象子会社の年間の合計付与ポイント数の上限は42,000ポイントとし､対象取締役等の退任時にポイント数の累積値(以下｢累積ポイント数｣という。)を算定のうえ、累積ポイント数に応じた当社株式等が交付等されます。

ついては、対象期間において本信託が取得する株数（以下「取得株式数」という。）は、かかる年間付与ポイント数の上限の合計に信託期間の年数５を乗じた数に相当する株式数（440,000株）を上限とします。

（4）　本制度の株式交付等の時期及び内容

受益者要件を満たした対象取締役等は、原則として全ての対象会社の対象取締役等退任時において、所定の受益者確定手続を行うことにより、株式交付規程に基づき、累積ポイントの一定割合に相当する数の当社株式（単元未満株式については切捨て）の交付を本信託から受け、残りの当社株式については本信託内で換価処分した相当額の金銭の給付を本信託から受けます。

なお、当社の取締役等が、当社の取締役等としての地位に加え、対象子会社の取締役等を兼任している場合は、当社の取締役等及び全ての対象子会社の取締役等を退任した時点で一括して当社株式が交付されます。

（5）　本信託内の当社株式の議決権行使

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

（6）　本信託内の当社株式に係る配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、本信託の信託報酬及び信託費用に充てられます。

なお、信託報酬及び信託費用に充てられた後、本信託の終了時に残余が生じる場合には、対象取締役等のうち、本信託の終了に際して、所定の受益者要件を満たして信託契約に基づき本信託の受益者となった者に対して給付します。

（7）　本制度の終了時に本信託内に残存する当社株式の取扱い

本信託の延長を行わず終了させる場合、本信託内に残存する当社株式は、株主還元策として、株式の消却を行うことを条件として、当社へ無償譲渡されます。

（8）　その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、信託契約の変更及び本信託への追加拠出等の都度、取締役会において定めます。

以　上



（提供書面）

事業報告

（2019年４月１日から2020年３月31日まで）

1．企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度は、国家を挙げてデジタル化が大きく推進された一方、新型コロナウイルス感染症拡大により過去に例を見ない全世界での経済活動の停滞が懸念される状況が続いております。エネルギー業界では、ICTの破壊的進化を背景に経済のバーチャル化が進み、多様化する地域社会における変化に対応した、サブスクリプションサービスを典型とした新たなサービスが次々と生まれています。事業競争の中心は、ITを駆使した新たな地域コミュニティーの組成に及び、その進化は規制の存在意義にまで影響を及ぼし、国家の規制による監視から、ブロックチェーンなどに代表される、公正で改ざんのできない公共監視体制に移行する過渡期とも言われています。エネルギー自由化は正にこの試金石であり、コンサバティブで横並びのサービスから、新たなイノベーションによる、安全で、安価で、利便性が高く、受益者ストレスのないサービスとして提供され始めています。

そのような環境の中、当社グループは最先端テクノロジーへの投資が、トップラインの拡大、企業価値の持続的成長を決定づけるという考えのもと、ICT技術によるイノベーションの創出に取り組み続けております。2020年３月期において、当社グループのＩＣＴへの取組は、「スペース蛍」、「夢の絆・川崎」に代表されるように、完成から実装、そして他社との共有へと新たなステージに前進しました。

「スペース蛍」とは、株式会社ソラコムとの協業から生まれた、ガスメーターをオンライン化し、ガス使用量をリアルタイムに計測するIoT装置です。2020年２月からLPガス全てのお客様（85万件）に設置を始め、2021年３月までに設置完了する見込みであり、今後、都市ガスのお客様（40万件）にも設置を進めていく予定です。

「夢の絆・川崎」とは、貯蔵タンクのガス残量・ガスボンベ在庫本数・ガス充填機の稼働状況をリアルタイムに把握する技術や、RFID、自動認証等により車両やガスボンベ、人などの位置情報等をリアルタイムに把握するDXの実装を進めた世界最大級のLPガス充填基地であり、2021年３月期中に完成予定です。

上記は共に、LPG物流の全てをリアルタイムにコネクトすることで、「予測」に基づいてきたLPG物流の概念を「実績」に基づく姿に進化させ、「生産」と「消費」をリアルタイムで管理するLPG DXを構築するものであり、ビッグデータ収集統合基盤「ニチガスストリーム」にデータ連携されるものです。

また、これらのテクノロジーは、他事業者にサービスとして提供することで、イノベーションをエネルギー業界全体で競業、協業にかかわらず共有し、その利益を地域社会に還元いたします。そのイノベーションの効果は、事業者のオペレーション効率化にとどまらず、営業活動に伴う二酸化炭素排出削減にまで及ぶものです。ICTへの取り組みの成果を、他事業者との差別化に使用するのではなく、むしろ他事業者との共創のために提供することで地域社会へ貢献し、企業としても持続的成長のスピードを速めようとするものです。

事業の革新とデジタル化推進の下で、主力であるＬＰガス事業については、2020年3月期において最優先事業として位置づけ、経営資源を投入いたしました。この取組みはお客様純増数の増加という形で着実に結実しております。業界における事業売買の動向活発化も当社には追い風となっており、この動きは拡大しながらそのスピードを一層増していくと考えています。自由化後の都市ガス事業は、自由化の進捗を鑑みながら、その収益性を踏まえた上で拡大をしていくものと位置づけております。また、昨年末より開始した電力の小売事業は、その商品性に合ったファミリー層を中心にお客様数を伸ばしながら、収益も伴った形で、順調に事業拡大を遂げております。この電力小売事業は、ガスとのセット販売によって、お客様に利便性を提供しながら契約期間を伸長させ、お客様あたりの収入を高める有力な商品としても機能しております。

定量面に関しましては、当社グループのガスのお客様数を前期末に比べ90千件、電気のお客様数を前期末に比べ85千件増大させ、お客様基盤を順調に広げております。

当連結会計年度の売上につきましては132,496百万円（前期比8.1％増）に、売上総利益につきましては、LPガス原料価格の低下によるマージンの良化、新都市ガスの採算性の向上、電気事業及びプラットフォーム事業の貢献等により63,365百万円（同9.2％増）となりました。

また、IOTを駆使した業務の効率化やオペレーションの見直しに加え、費用対効果を徹底した経費の使用に努め、販管費を適切にコントロールした結果、営業利益は11,519百万円（前期比29.0％増）、経常利益は10,682百万円（同44.8％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は7,742百万円（同78.9％増）を計上し、大幅な増益となりました。

当連結会計年度のセグメント別の概況は次のとおりであります。

（単位：百万円）

セグメント	売上高				営業利益			
	当期	前期	増減		当期	前期	増減	
LPガス事業	73,447	67,442	6,005	8.9%	8,270	6,888	1,381	20.1%
都市ガス事業	59,048	55,135	3,913	7.1%	3,239	2,029	1,210	59.6%
小　計	132,496	122,577	9,919	8.1%	11,510	8,918	2,592	29.1%
その他及び調整額	－	－	－	－	9	9	△0	△6.7%
合　計	132,496	122,577	9,919	8.1%	11,519	8,927	2,591	29.0%

LPガス事業



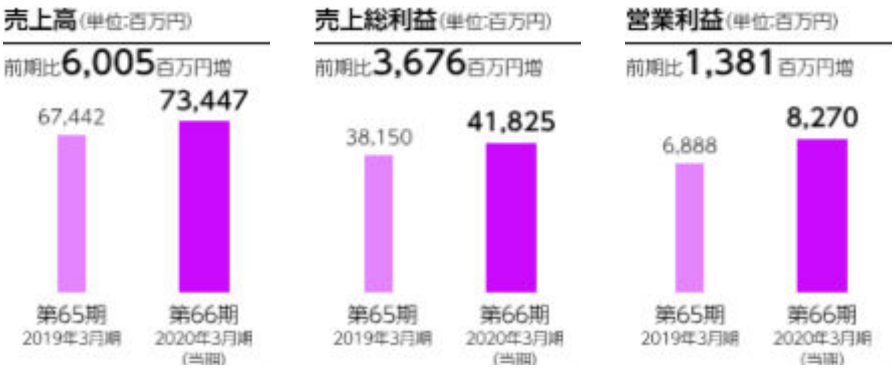

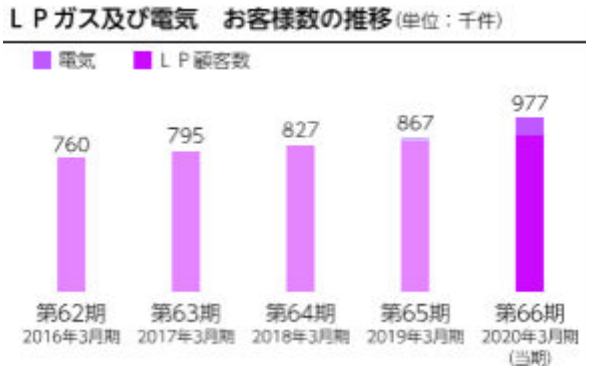

主力事業であるLPガス事業は、利便性の高いサービスを構築すべく事業革新とデジタル化を進めてきた結果、獲得数の増加、解約数の減少、M＆Aも大きく伸び、お客様数を前期末に比べ41千件（計画比＋6千件）純増させ877千件、電気事業は、電気とガスのセット割引料金メニュー「でガ割」により電気のお客様を順調に伸ばし（ガスとのお客様セット率を6.4%）、前期末に比べ85千件純増させ100千件となりとなりました。

LPガス事業（附帯事業としてLP機器・工事の他、電気事業・プラットフォーム事業等を含む）の売上総利益は、LPガス原料価格が前期に比べ低く推移したためマージンが良化し、41,825百万円と前期に比べ3,676百万円（前期比9.6%増）増加しております。

なかでも、附帯事業の売上総利益は3,288百万円と前期に比べ1,214百万円（前期比58.6%増）増加しております。電気事業の売上総利益が458百万円に、異業種からの都市ガス小売事業参入を支援するプラットフォームサービス事業の売上総利益が利用企業の増加、利用顧客拡大により561百万円（前期比155.0%増）と増大したことが主な要因です。

都市ガス事業





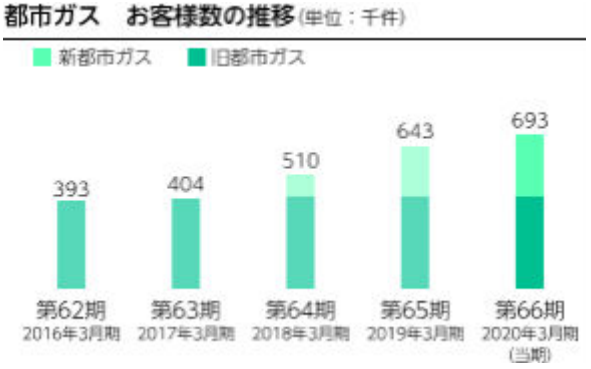

都市ガス事業におきましては、契約中のお客様に力点をおいて電気とのセット販売をすすめ、他社への切替を防ぐとともに、新規契約を積み上げ、前期末に比べ49千件(計画比△26千件)純増させ693千件となりました。

新都市ガス事業においては、アプローチするお客様層を再定義し、収益性を意識しながら契約数の積み上げにあたった結果、目標とする契約数には及びませんでした。しかしながら、お客様への新規加入割引サービスの見直し、自社アプリ"マイニチガス"の徹底普及により検針票のペーパーレス化等、コスト削減とユーザビリティー向上を両立させたことにより、採算性が向上、ガス販売量の伸長と相俟って、売上総利益は前期に比べ1,648百万円(前期比8.3%増)増加いたしました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度におきまして、当社グループは、ＬＰガス事業の将来の成長に向けた設備投資及び都市ガス事業の安定した供給設備の入替並びにICT投資、LPガス事業者のM&A投資を行いました。

主なものとしては、当社におけるハブ充填基地「夢の絆・川崎」の建設及びデポ基地１か所の新設工事、また、東彩ガス株式会社における春日部市・越谷市地区内等導管工事（埼玉県）、新日本瓦斯株式会社における久喜市・北本市地区内等導管工事（埼玉県）、東日本ガス株式会社における取手市・我孫子市地区内等導管工事（茨城県・千葉県）、北日本ガス株式会社における小山市・鹿沼市地区内等導管工事（栃木県）などであります。

この結果、当社グループの設備投資額は167億４千6百万円となりました。

なお、所要資金は主に自己資金によっております。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、特記すべき資金調達は行っておりません。

(4) 財産及び損益状況の推移

(単位：百万円)

区　　分	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期(当連結会計年度)
売上高	109,536	114,725	122,577	132,496
経常利益	12,176	11,093	7,375	10,682
親会社株主に帰属する当期純利益	6,913	7,798	4,328	7,742
1株当たり当期純利益	161円93銭	182円62銭	101円69銭	189円98銭
総資産	139,157	137,953	141,267	132,521
純資産	66,641	72,076	69,064	68,355
1株当たり純資産額	1,560円73銭	1,687円70銭	1,665円08銭	1,712円64銭

(注) 1．1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額については、自己株式（1,863,980株）を控除して計算しております。
2．1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。
3．当社は、2015年9月14日より「役員報酬BIP信託」を導入しており、当該信託が所有する当社株式を自己株式として処理しております。これに伴い、1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は241,702株であり、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式数は240,498株であります。

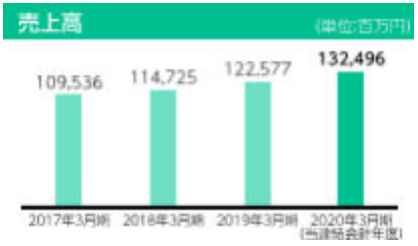











(5) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
	百万円	%	
東彩ガス株式会社	450	100	都市ガス供給業
東日本ガス株式会社	400	100	〃
新日本瓦斯株式会社	400	100	〃
北日本ガス株式会社	400	100	〃
日本瓦斯工事株式会社	100	99.00	管工事業
日本瓦斯運輸整備株式会社	24	99.00	輸送業

（注）特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(6) 対処すべき課題

【経営の基本方針】

当社は、経営理念として「地域社会に対する貢献」を軸に掲げています。様々なエネルギーを地球環境へ配慮しつつ、多様化する地域社会へ安全に安定的に、より安価に提供することにより、ＥＳＧやＳＤＧｓを包括するサステナビリティーを通じ社会問題解決に取り組み、総合エネルギー事業者としての責任を果たしてまいります。

【経営環境及び対処すべき課題】

電力事業においては送配電部門の法的分離が2020年4月に実施され、都市ガス事業においては導管部門の法的分離が2022年4月に予定されており、国内エネルギー業界おける自由化は次のステージに入ろうとしています。一方、晩婚化・未婚化、共稼ぎ世帯の増加等を背景とする少子高齢化・人口減少の進行、新型コロナウイルスの影響による生活様式の変化、情報通信技術の更なる革新等の社会変化とともに、全世界的なESGの潮流の中で、国内においてもエネルギー消費効率の高い各種機器の普及や、一般家庭における省エネ節エネ意識の向上により、二酸化炭素排出削減のための省エネルギーが確実に進んでいくことが予想されます。

このような大きな転換期を迎える事業環境の中、当社は、以下の課題に取り組み、地域社会の大きな変化に対応した新たなイノベーションを創出し、受益者ストレスがなく利便性の高いサービスを構築することにより、企業価値向上を目指してまいります。

１．エネルギー供給を通じた地域社会への浸透

当社は、LPガス、都市ガス、電気といったエネルギー小売市場でお客様との信頼関係を積み重ね、顧客基盤を拡大してまいりました。この地域社会に欠かせないエネルギーの提供に加え、第四次産業革命と言われる新たなイノベーションの活用により、これまでの事業の在り方を再定義し、複雑化多様化する地域社会の活性化に貢献してまいります。

新たな社会システムへの変化をロジカルに分析した上で、想定される地域経済のバーチャル化や、地域の活性化への課題解決に積極的に参加し、以て継続的企業価値向上につなげてまいります。

中央管理型社会システムから、個人や事や時の価値にフォーカスされるプライベートコミュニティーの時代になり、ブロックチェーンに代表される新たなイノベーションがＤＸを通じて経済を一変させると言われています。長年最もコンサバティブな業界に所属しながら、ＤＸの取り組みを確信的に進めてきた当社が、様々なテックを乗せたオープンプラットフォームで異業種連携による共創活動で積極的に地域貢献を果たしてまいります。

２．デジタル人材、データ統合基盤を介した他事業者との共創

当社は、ソラコム社との協業により、オフラインのガスメーターをオンライン化し、ガスの使用量をリアルタイムに計測できるNCU※「スペース蛍」の開発に成功いたしました。「スペース蛍」の活用により、「予測」に基づいてきたLPガス物流の概念を、リアルタイムの「実績」に基づく姿に進化

させ、配送効率を飛躍的に向上させることができます。このような新しい技術を活用した仕組みは、単に人をサポートする機械ではなく、人材そのものであります。このようなデジタル人材や、個別データの暗号化、暗号化認証システム、ブロックチェーン技術等により構成されるデータ統合基盤をLPガス、都市ガス、電力を含めたエネルギー業界全体で競業、協業に関わらず共有することにより、イノベーションの利益を地域社会に還元することができます。当社は、自社で開発するデジタル人材やテクノロジーを、他事業者との差別化に使うのではなく、他事業者との共創のために提供することにより、地域社会への貢献を目指してまいります。

※Network Control Unitの略。ガスメーターの使用量データを電子的に読取り、フォーマット変換の後に無線を使ってクラウドへ送信するIoT装置のこと。

３．ＥＳＧへの取組の推進

ＥＳＧは事業の継続や中長期の企業価値向上に向けた経営の中で当然に実施する取組と認識しています。特にコーポレート・ガバナンスは経営の在り方を形成する仕組みであり優先順位を高め改革を進めてまいりました。具体的には2014年にIRを本格的に開始、2015年に社外取締役選任や役員報酬改革、2017年以降は政策保有株式縮減などを進めてまいりました。2020年度は、取締役を11名から5名に削減し、取締役会の監督機能と執行役員による業務執行機能の分担を明確にし、中長期の企業価値向上に向けた「攻めの経営」と「守りの経営」を進化させてまいります。

当社の使命は「地域社会に対する貢献」です。安全・安心・安定を第一にエネルギーをお届けすることはもちろん、今後は多様化・複雑化する地域社会のニーズに応える、新たな異業種連携によるサービスの創出が重要であると考えています。2018年11月に開始した電気販売の拡大や、究極にシンプル、月々の使用量や料金を一目で確認できるアプリ「マイニチガス」を通じ、お客様とのコミュニケーションを進化させ、お客様へ利便性の高いサービスをお届けしてまいります。更に、より良いエネルギーサービスを享受する地域社会の実現を目指し当社の高効率なオペレーションの仕組みを他社に提供するための準備を進めています。2020年度末までに、スペース蛍を始めとするDXを実装し、200万世帯をカバーする第二のハブ充填基地「夢の絆・川崎」を稼働開始させる予定です。当社が実現する、夢の絆の高効率な充填・配送の仕組みを他のLPガス事業者に提供することで、より低価格で高質なサービスを地域社会にお届けしてまいります。

また、エネルギー総合企業として、環境に配慮した経営は重要な課題であると認識しています。これまでも効率的なオペレーションにより二酸化炭素の排出量削減を実現してきましたが、スペース蛍の設置後は更に配送を効率化し、ガス供給のために発生するお客様一世帯あたりの二酸化炭素排出量の更なる削減を実現してまいります。また、マイニチガスでの使用量・請求額の通知や電子申込の推進によるペーパーレスの取組は今後シェアリング経済圏の中で、ユースケースの山だと認識しています。2020年度はＥＳＧの取組に関する情報開示を充実させ、投資家の皆様との更なる関係深化に努めてまいります。

(7) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

当社グループはLPガス、都市ガス、簡易ガスの供給並びにガス機器等の販売とこれらに附帯する事業を営んでおり、主なものは次のとおりであります。

事　　業	取　扱　商　品
L P ガ ス 事 業	LPガス、簡易ガス、ガス機器、住宅設備機器、空調機器、受注工事（ガス供給設備工事、給排水衛生設備工事、リフォーム）、電気小売事業、プラットフォーム事業等
都 市 ガ ス 事 業	都市ガス、ガス機器、住宅設備機器、空調機器、受注工事（ガス供給設備工事、リフォーム）等

(8) 主要な営業所及び工場 (2020年3月31日現在)

① 当社の主要な営業所及び工場

本　　社	東京都渋谷区代々木
営　業　所	第1東京営業所（東京都）旭営業所（神奈川県）大宮営業所（埼玉県） 流山営業所（千葉県）土浦営業所（茨城県）宇都宮営業所（栃木県） 高崎営業所（群馬県）甲府営業所（山梨県）三島営業所（静岡県） 福島営業所（福島県）他65ケ所
工　　場	千葉工場（千葉県）町田工場（東京都）埼玉工場（埼玉県） 津久井工場（神奈川県）甲府工場（山梨県）

② 重要な子会社及び主要な事業所

東彩ガス株式会社	本社	埼玉県越谷市
	事業所	埼玉県春日部市
東日本ガス株式会社	本社	茨城県取手市
	事業所	千葉県我孫子市
新日本瓦斯株式会社	本社	埼玉県北本市
	事業所	埼玉県久喜市
北日本ガス株式会社	本社	栃木県小山市
	事業所	栃木県鹿沼市
日本瓦斯工事株式会社	本社	東京都渋谷区
日本瓦斯運輸整備株式会社	本社	茨城県取手市

(9) 使用人の状況 (2020年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
1,724名 (307名)	△5名 (△5名)

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,091名 (112名)	35名 (5名)	35.7歳	8.5年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先の状況 (2020年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	8,356百万円
株式会社みずほ銀行	4,423百万円
株式会社三井住友銀行	3,768百万円

2．会社の株式に関する事項（2020年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　179,846,100株

(2) 発行済株式の総数　41,773,466株（自己株式1,623,482株を含む）

(3) 株主数　4,735名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	4,931,100 株	12.2%
ＧＯＬＤＭＡＮ，ＳＡＣＨＳ＆　ＣＯ．ＲＥＧ	2,450,347 株	6.1%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,274,100 株	5.6%
東京電力エナジーパートナー株式会社	1,460,000 株	3.6%
日本生命保険相互会社	728,920 株	1.8%
野村信託銀行株式会社（退職給付信託三菱ＵＦＪ銀行口）	675,000 株	1.6%
ＪＰ　ＭＯＲＧＡＮ　ＣＨＡＳＥ　ＢＡＮＫ　３８５１５１	670,414 株	1.6%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口５）	636,000 株	1.5%
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託　みずほ銀行口 再信託受託者　資産管理サービス信託銀行株式会社	602,000 株	1.4%
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	584,820 株	1.4%

（注）当社は、自己株式1,623,482株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。なお、自己株式には、「役員報酬BIP信託」導入において設定した、日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）所有の当社株式 240,498株を含んでおりません。
また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

①　自己株式

当社は、2019年4月25日の取締役会決議に基づき、自己株式の消却及び取得を次のとおり実施いたしました。

・消却した株式の種類　普通株式
・消却した株式の総数　1,200,000株

・取得した株式の種類　普通株式
・取得した株式の総数　1,576,300株

② 役員報酬BIP信託

当社は、2015年９月14日より「役員報酬BIP信託」を導入しております。役員報酬BIP信託とは、米国のパフォーマンス・シェア（Performance Share）制度及び譲渡制限付株式報酬（Restricted Stock）制度を参考にした役員インセンティブ・プランであり、各連結会計年度の基本報酬月額及び役位に応じて決定される役位係数に基づき算出される数の当社株式が、当社の取締役（社外取締役及び非常勤取締役を除く。）、当社と委任契約を締結している執行役員及び当社の連結子会社６社の取締役（以下、「対象取締役等」という。）に交付される株式報酬型の役員報酬です。当社は、対象取締役等を受益者として、当社株式の取得資金を拠出することにより信託を設定し、予め定める株式交付規程に基づき対象取締役等に交付すると見込まれる数の当社株式を、当社からの自己株式処分による取得または株式市場から取得いたします。

当社は、株式交付規程に従い、対象取締役等に対し各連結会計年度の役位係数に応じてポイントを付与し、対象取締役等の退任時に累積ポイントの70%に相当する数の当社株式を当該信託を通じて交付し、残りの当社株式については当該信託内で換価処分した換価処分金相当額の金銭を当該信託から給付します。

なお、当連結会計年度末（2020年３月31日現在）に当該信託が保有する当社株式は240,498株であります。

③ 従業員向け譲渡制限付株式報酬制度

当社は、2018年５月15日より当社グループの従業員向けに譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

譲渡制限付株式報酬制度は、グループの従業員（執行役員の地位を併せて有する者並びに嘱託及びパートを除く。）の中で、今年度優秀な成績を収めたもの（以下「付与対象者」という。）に対し、金銭の給与に加えて、新たに株式報酬を付与することにより、当社グループの従業員のモチベーションの向上を図るとともに経営参画意識を高め、株主の皆様と一層の価値共有を進めることで、中長期的な企業価値の向上につなげるものであります。

当社が、本制度に基づいて付与対象者に確定した金銭債権を付与したうえで、付与対象者が当該金銭債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けます。また、当該株式を発行又は処分するに当たって、当社と付与対象者との間で、一定期間、当該株式の譲渡等の処分を禁止するとともに、一定の事由が発生した場合に当社が当該株式を無償取得すること等の条件を内容とする契約を締結いたします。

当該株式の交付を受けた付与対象者には、付与時点から当該株式に係る議決権及び配当を受ける権利など株主としての権利を有します。

3．新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4．会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2020年３月31日現在）

氏　　名	会社における地位及び担当	重要な兼職の状況
和田　眞治	代表取締役社長	
渡辺　大乗	代表取締役専務（エネルギー営業本部長（都市ガスグループ管掌））	東彩ガス株式会社　代表取締役社長 新日本瓦斯株式会社　代表取締役社長
柏谷　邦彦	代表取締役専務（経営企画本部長（海外事業部・コーポレートコミュニケーション部管掌））	
森下　淳一	常務取締役（エネルギー事業本部長（エネルギー事業部・情報通信技術部管掌））	日本瓦斯工事株式会社　代表取締役社長
向井　正弘	常務取締役（エネルギー営業本部副本部長（エネルギー企画部・総合エネルギー事業部・情報通信技術部管掌））	
大槻　昌平	常務取締役（経営企画本部総務部管掌）	
鈴木　紀臣	常務取締役（エネルギー営業本部総合エネルギー事業部管掌）	
尾作　恵一	取締役（経営企画本部人事部管掌）	
清田　慎一	取締役（経営企画本部経財部（グループ財務）・コーポレートコミュニケーション部管掌）	
井出　　隆	取締役	日本サード・パーティ株式会社　社外監査役
河野　哲夫	取締役	
安藤　克彦	常勤監査役	
山田　剛志	監査役	株式会社トップカルチャー　社外監査役

氏　　名	会社における地位及び担当	重要な兼職の状況
中　嶋　克　久	監査役	株式会社M＆Aコンソーシアム　代表取締役社長 株式会社銚子丸　社外監査役
五　味　祐　子	監査役	株式会社ローソン　社外監査役 アルプスアルパイン株式会社　社外取締役（監査等委員）

(注) 1．取締役井出隆氏及び河野哲夫氏は、社外取締役であります。井出隆氏及び河野哲夫氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員であります。
2．監査役山田剛志氏、中嶋克久氏及び五味祐子氏は、社外監査役であります。山田剛志氏、中嶋克久氏及び五味祐子氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員であります。
3．監査役中嶋克久氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4．当事業年度終了後における取締役の地位・担当の異動
2020年４月１日付で取締役の地位・担当を次のとおり変更しております。

氏　　名	異　動　前	異　動　後
渡　辺　大　乗	代表取締役専務（エネルギー営業本部長（都市ガスグループ管掌）） 東彩ガス株式会社　代表取締役社長 新日本瓦斯株式会社　代表取締役社長	代表取締役専務（営業本部長（都市ガスグループ管掌）） 新日本瓦斯株式会社　代表取締役社長
柏　谷　邦　彦	代表取締役専務（経営企画本部長（海外事業部・コーポレートコミュニケーション部管掌））	代表取締役専務（コーポレート本部長（海外事業部管掌））
森　下　淳　一	常務取締役（エネルギー事業本部長（エネルギー事業部・情報通信技術部管掌））	常務取締役（エネルギー事業本部副本部長）
向　井　正　弘	常務取締役（エネルギー営業本部副本部長（エネルギー企画部・総合エネルギー事業部・情報通信技術部管掌））	常務取締役 （新日本瓦斯株式会社　専務取締役就任予定）
大　槻　昌　平	常務取締役（経営企画本部総務部管掌）	常務取締役
鈴　木　紀　臣	常務取締役（エネルギー営業本部総合エネルギー事業部管掌）	常務取締役
尾　作　恵　一	取締役（経営企画本部人事部管掌）	取締役（コーポレート本部副本部長（人事部管掌））
清　田　慎　一	取締役（経営企画本部経財部（グループ財務）・コーポレートコミュニケーション部管掌）	取締役（コーポレート本部経営企画/IR部・経財部管掌）

5．2020年４月１日現在の取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。

氏　　名	役　　名	職　　名
吉田恵一	専務執行役員	エネルギー事業本部長
荒木　太	専務執行役員	営業本部副本部長
鎌形哲夫	専務執行役員	営業本部副本部長　営業本部関東中央支店長
佐藤一郎	常務執行役員	営業本部西関東支店長
岩谷治樹	常務執行役員	営業本部東京支店長
紫藤武久	執行役員	営業本部北関東支店開発部長
長岡　覚	執行役員	営業本部関東中央支店第５部長
滝瀬淳一	執行役員	営業本部北関東支店長
鈴木　壮	執行役員	営業本部南関東支店長
鬼塚浩二	執行役員	営業本部営業企画部長
松田祐毅	執行役員	エネルギー事業本部情報通信技術部長
岩崎陽子	執行役員	コーポレート本部人事部長
新井光雄	執行役員	営業本部東関東支店長
天野鎮機	執行役員	コーポレート本部総務部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同法第425条第1項各号に定める金額の合計額をもって損害賠償額の限度としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	支給人数	報酬等の額
取　締　役 (うち社外取締役)	11名 (2名)	337百万円 (12百万円)
監　査　役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	31百万円 (18百万円)
合　　計	15名 (5名)	368百万円 (30百万円)

(注) 1．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2．取締役の報酬限度額は、2015年６月25日開催の第61回定時株主総会において年額400百万円以内（内、社外取締役30百万円以内。また、使用人分給与は含まず。）と決議しております。
役員報酬制度は、固定報酬である基本報酬及び業績報酬（各事業年度の業績指標及び役位に応じて取締役に当社株式が交付される「役員報酬BIP信託」）により構成することとしております。
3．監査役の報酬限度額は、2015年６月25日開催の第61回定時株主総会において年額70百万円以内と決議しております。
4．上記報酬等の額には、2015年６月25日開催の第61回定時株主総会において承認された当事業年度における株式報酬引当金の繰入額（取締役9名に対し73百万円）を含めております。

(4) 社外役員に関する事項

①　重要な兼職先と当社との関係

・取締役井出隆氏は日本サード・パーティ株式会社の社外監査役を兼務しております。当社と上記法人との間には特別な利害関係はありません。
・監査役山田剛志氏は株式会社トップカルチャーの社外監査役を兼務しております。当社と上記法人との間には特別な利害関係はありません。
・監査役中嶋克久氏は株式会社M＆Aコンソーシアムの代表取締役社長及び株式会社銚子丸の社外監査役を兼務しております。当社と上記法人との間には特別な利害関係はありません。
・監査役五味祐子氏は株式会社ローソンの社外監査役及びアルプスアルパイン株式会社の社外取締役（監査等委員）を兼務しております。当社と上記法人との間には特別な利害関係はありません。

② **当事業年度における主な活動状況**

・取締役会及び監査役会への出席状況

		取締役会（14回開催）		監査役会（14回開催）	
		出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役	**井出　隆**	14回	100%	—回	—%
取締役	**河野哲夫**	13回	93%	—回	—%
監査役	**山田剛志**	14回	100%	13回	93%
監査役	**中嶋克久**	14回	100%	14回	100%
監査役	**五味祐子**	14回	100%	13回	93%

③ **取締役会及び監査役会における発言状況**

・取締役井出隆氏は、公認会計士として会計・財務に関して十分な実績をあげられており、その豊富な知識を生かして、当社経営上の有用な指摘、意見表明を行っております。
・取締役河野哲夫氏は、大手金融機関に長年勤務し金融・財務面のみならず海外事業に対しても豊富な知見を有しており、当社の資本政策・海外事業に対して的確かつ積極的に意見表明を行っております。
・監査役山田剛志氏は、弁護士資格を持つ現職の大学教授でありその専門知識と見識から、必要に応じ、当社の経営上有用な指摘、意見表明を行っております。
・監査役中嶋克久氏は、公認会計士として会計・財務に関して十分な実績をあげられており、その豊富な知識を生かして、当社経営上の有用な指摘、意見表明を行っております。
・監査役五味祐子氏は、現役の弁護士でありその専門知識と見識から、必要に応じ、当社の経営上有用な指摘、意見表明を行っております。

5．会計監査人の状況

(1) 名称　　協立監査法人

(2) 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	30百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	33百万円

（注）1．会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、監査役会が、会計監査人の業務執行状況及び一般的な会計監査人の報酬水準について確認した上で、当年度の報酬が、会計監査人の独立を維持し、当社及び連結子会社を含めた企業集団の監査環境及び内部統制システムの状況等に対するリスクの評価等に応じた適切な監査体制並びに監査計画の下での会計監査を遂行するに相応しい額の監査報酬であるかを審議した結果、妥当であると判断したため、会計監査人の報酬に同意しております。
2．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3．当社及び子会社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、合意された手続による契約についての対価を支払っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6．株式会社の支配に関する基本方針

2017年６月28日開催の第63回定時株主総会において、「企業価値向上プラン（買収防衛策）」は、継続せずに廃止することが決議されております。

なお、当社は、企業価値向上プラン（買収防衛策）廃止後も当社株式の大規模買付を行おうとする者に対しては、大規模買付行為の是非を株主の皆様が適切に判断するための必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて当社取締役会の意見等を開示し、株主の皆様の検討のための時間と情報の確保に努める等、金融商品取引法、会社法その他関係法令に基づき、適切な処置を講じてまいります。

7．業務の適正を確保するための体制

8．業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

7.業務の適正を確保するための体制及び8.業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要につきましては、法令及び定款第15条の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.nichigas.co.jp/）に掲載しております。

（注）本事業報告中に記載の金額及び株式数については、表示単位未満の端数を切り捨て、その他の比率は四捨五入により表示しております。



連結計算書類／計算書類／監査報告書

連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科　目	金　額
(資産の部)	
流動資産	**34,532**
現金及び預金	16,589
受取手形及び売掛金	11,026
商品及び製品	4,830
原材料及び貯蔵品	182
その他	2,125
貸倒引当金	△222
固定資産	**97,988**
有形固定資産	**79,038**
建物及び構築物	9,445
機械装置及び運搬具	32,439
工具、器具及び備品	898
土地	29,875
リース資産	2,397
建設仮勘定	3,982
無形固定資産	**7,222**
のれん	3,017
その他	4,204
投資その他の資産	**11,726**
投資有価証券	2,399
長期貸付金	3,459
繰延税金資産	8,192
その他	2,396
貸倒引当金	△4,721
資産合計	**132,521**

科　目	金　額
(負債の部)	
流動負債	**35,758**
支払手形及び買掛金	6,566
電子記録債務	3,887
1年内返済予定の長期借入金	11,314
リース債務	837
未払法人税等	5,374
賞与引当金	346
その他	7,431
固定負債	**28,407**
長期借入金	20,679
リース債務	1,782
再評価に係る繰延税金負債	203
株式報酬引当金	591
ガスホルダー修繕引当金	348
製品自主回収関連損失引当金	369
退職給付に係る負債	2,853
その他	1,578
負債合計	**64,165**
(純資産の部)	
株主資本	**67,875**
資本金	7,070
資本剰余金	5,860
利益剰余金	61,020
自己株式	△6,075
その他の包括利益累計額	**475**
その他有価証券評価差額金	230
為替換算調整勘定	303
退職給付に係る調整累計額	△58
非支配株主持分	**4**
純資産合計	**68,355**
負債及び純資産合計	**132,521**

連結損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科　目	金　額	
売上高		132,496
売上原価		69,131
売上総利益		63,365
販売費及び一般管理費		51,845
営業利益		11,519
営業外収益		
受取利息及び配当金	509	
その他	460	970
営業外費用		
支払利息	297	
持分法による投資損失	354	
貸倒引当金繰入額	617	
製品自主回収関連損失引当金繰入額	340	
その他	197	1,807
経常利益		10,682
特別利益		
固定資産売却益	7,825	
その他	121	7,947
特別損失		
固定資産売却損	231	
固定資産除却損	515	
貸倒引当金繰入額	3,057	
減損損失	2,643	
顧客獲得費用一時償却	1,323	
その他	705	8,476
税金等調整前当期純利益		10,154
法人税、住民税及び事業税	6,400	
法人税等調整額	△3,988	2,411
当期純利益		7,742
非支配株主に帰属する当期純損失		△0
親会社株主に帰属する当期純利益		7,742

連結株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	7,070	7,920	58,971	△5,474	68,487
当期変動額					
剰余金の配当			△3,398		△3,398
親会社株主に帰属する当期純利益			7,742		7,742
自己株式の取得				△4,995	△4,995
自己株式の処分			△0	39	38
自己株式の消却		△2,060	△2,294	4,354	—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	△2,060	2,048	△601	△612
当期末残高	7,070	5,860	61,020	△6,075	67,875

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	346	286	△61	571	5	69,064
当期変動額						
剰余金の配当						△3,398
親会社株主に帰属する当期純利益						7,742
自己株式の取得						△4,995
自己株式の処分						38
自己株式の消却						—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△116	17	2	△96	△0	△96
当期変動額合計	△116	17	2	△96	△0	△709
当期末残高	230	303	△58	475	4	68,355

貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科　目	金　額
(資産の部)	
流動資産	**27,413**
現金及び預金	8,653
受取手形	16
売掛金	9,150
商品	4,184
貯蔵品	30
その他	5,573
貸倒引当金	△195
固定資産	**78,940**
有形固定資産	**39,995**
建物	5,513
構築物	1,812
機械及び装置	2,618
車両運搬具	95
器具及び備品	207
土地	25,279
リース資産	1,402
建設仮勘定	3,065
無形固定資産	**5,000**
のれん	1,588
ソフトウェア	3,116
その他	295
投資その他の資産	**33,944**
投資有価証券	2,174
関係会社株式	24,438
長期貸付金	5,669
繰延税金資産	5,931
その他	2,680
貸倒引当金	△6,950
資産合計	**106,354**

科　目	金　額
(負債の部)	
流動負債	**35,507**
電子記録債務	3,887
買掛金	6,242
一年内返済予定の長期借入金	11,257
リース債務	758
未払金	3,284
未払費用	517
未払法人税等	4,277
未払消費税等	490
預り金	4,791
固定負債	**26,656**
長期借入金	20,642
リース債務	1,631
長期預り金	390
退職給付引当金	1,801
株式報酬引当金	385
製品自主回収関連損失引当金	369
その他	1,435
負債合計	**62,164**
(純資産の部)	
株主資本	**43,972**
資本金	**7,070**
資本剰余金	**5,197**
資本準備金	5,197
利益剰余金	**37,780**
利益準備金	949
その他利益剰余金	36,830
固定資産圧縮積立金	108
別途積立金	7,750
繰越利益剰余金	28,972
自己株式	**△6,075**
評価・換算差額等	**217**
その他有価証券評価差額金	**217**
純資産合計	**44,190**
負債及び純資産合計	**106,354**

損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科　目	金　額	
売上高		101,706
売上原価		62,337
売上総利益		39,369
販売費及び一般管理費		31,934
営業利益		7,435
営業外収益		
受取利息及び配当金	2,201	
その他	271	2,472
営業外費用		
支払利息	294	
貸倒引当金繰入額	607	
製品自主回収関連損失引当金繰入額	340	
その他	193	1,435
経常利益		8,472
特別利益		
固定資産売却益	7,820	
その他	153	7,973
特別損失		
固定資産売却損	110	
固定資産除却損	337	
投資有価証券売却損	196	
投資有価証券評価損	508	
減損損失	2,343	
関係会社株式評価損	1,174	
貸倒引当金繰入額	4,840	
その他	61	9,573
税引前当期純利益		6,872
法人税、住民税及び事業税	4,961	
法人税等調整額	△3,712	1,248
当期純利益		5,624

株主資本等変動計算書 (2019年４月１日から2020年３月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
						固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	7,070	5,197	2,060	7,257	949	108	7,750	29,042	37,850
当期変動額									
剰余金の配当								△3,398	△3,398
固定資産圧縮積立金の取崩						△0		0	—
当期純利益								5,624	5,624
自己株式の取得									
自己株式の処分								△0	△0
自己株式の消却			△2,060	△2,060				△2,294	△2,294
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	△2,060	△2,060	—	△0	—	△69	△70
当期末残高	7,070	5,197	—	5,197	949	108	7,750	28,972	37,780

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△5,474	46,704	313	313	47,017
当期変動額					
剰余金の配当		△3,398			△3,398
固定資産圧縮積立金の取崩		—			—
当期純利益		5,624			5,624
自己株式の取得	△4,995	△4,995			△4,995
自己株式の処分	39	38			38
自己株式の消却	4,354	—			—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△96	△96	△96
当期変動額合計	△601	△2,731	△96	△96	△2,827
当期末残高	△6,075	43,972	217	217	44,190

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年５月18日

日本瓦斯株式会社
　取締役会　御中

協立監査法人
東京事務所

代表社員
業務執行社員　公認会計士　作　花　弘　美　㊞

業務執行社員　公認会計士　田　中　伴　一　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、日本瓦斯株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本瓦斯株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手す

る。
・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係
会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年５月18日

日本瓦斯株式会社
　取締役会　御中

協立監査法人
東京事務所
代表社員 業務執行社員　公認会計士　作　花　弘　美　㊞
業務執行社員　公認会計士　田　中　伴　一　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、日本瓦斯株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第66期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年４月１日から2020年３月31日までの第66期事業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（1）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（2）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第１００条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運営の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第１３１条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人協立監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人協立監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年５月21日

日本瓦斯株式会社　監査役会

常勤監査役　安　藤　克　彦　㊞

社外監査役　山　田　剛　志　㊞

社外監査役　中　嶋　克　久　㊞

社外監査役　五　味　祐　子　㊞

以　上

<インターネットによる議決権行使のお手続きについて>

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1．議決権行使サイトについて

（1）インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。（ただし、毎日午前２時から午前５時までは取り扱いを休止します。）

（2）パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

（3）携帯電話による議決権行使は、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

（4）インターネットによる議決権行使は、2020年６月23日（火曜日）の午後５時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2．インターネットによる議決権行使方法について

（1）パソコン、携帯電話による方法

・議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

・株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

（2）スマートフォンによる方法

・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。（「ログインID」及び「仮パスワード」の入力は不要です。）

・セキュリティの観点からQRコードを用いた議決権行使は１回に限り可能です。２回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」「仮パスワード」の入力が必要になります。

・スマートフォン機種によりQRコードでのログインができない場合があります。QRコードでのログインができない場合には、上記２．（1）パソコン、携帯電話による方法にて議決権行使を行ってください。

※QRコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。

3．複数回にわたり行使された場合の議決権取り扱い

（1）郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。

（2）インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4．機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社ＩＣＪが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただけます。

以　上

システム等に関するお問い合わせ
三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部（ヘルプデスク）
・電話　0120－173－027
（受付時間　９：00～21：00、通話料無料）

ライブ中継のご案内

第66期　定時株主総会の模様を当社ウェブサイトにてライブ中継いたします。

視聴方法

以下、当社ウェブサイトの「株主総会」から「第66期定時株主総会ライブ中継」にアクセスしてご視聴ください。

https://www.nichigas.co.jp/ir/ir_event/online_meeting/

公開日時

2020年６月24日（水）午前10時から

※株主総会の開始は午前10時からとなりますが、開始30分前よりアクセスは可能になります。

ライブ中継終了後のご視聴について

上記の当社ウェブサイトで
株主総会の事業報告、経営方針の模様を配信します。

公開日時　2020年７月１日（水）



・ご使用の機器やネットワーク環境によっては、ご視聴いただけない場合がございます。また、映像や音声に不都合が生じる場合がありますので、予めご了承ください。また、ご覧いただくためのプロバイダーへの接続料金及び通信料金（電話料金）等は、株主様のご負担になります。
・株主の皆様のプライバシーに配慮いたしまして、中継の映像は、議長席及び役員席付近のみとさせていただきます。その他、プライバシーに係わる部分に関しては、配慮して配信する場合がありますので、ご了承ください。
・当日は株主様からの質疑応答も含めて中継を予定しておりますので、当日会場にご出席されご発言をされる場合には出席票の番号のみをお申し出ください。
・ライブ中継は、会社法上の株主総会での会場ではございませんので、ライブ中継内での決議権行使等はできません。決議権行使は、予め議決権行使書用紙のハガキ返送による書面での行使又は、スマートフォン等でのインターネットにより事前に行使いただきますようお願い申し上げます。
・万一何らかの事情により中継を行わない場合は、上記の当社ウェブサイトの「株主総会」にてお知らせいたします。

株主総会会場ご案内図

会　　場　**帝国ホテル《本館4階 桜の間》**
東京都千代田区内幸町一丁目1番1号　(電話:03-3504-1111(代表))

開催日時　**2020年6月24日(水曜日)午前10時** (受付開始:午前9時)





交通機関

JR線	有楽町駅	日比谷口 より徒歩5分
地下鉄	日比谷駅	A5・A13出口 より徒歩3分
	銀 座 駅	C1出口 より徒歩5分
	内幸町駅	みずほ方面出口 より徒歩3分

招集ご通知がスマホでも！

パソコン・スマートフォンからでも招集ご通知がご覧いただけます。

https://p.sokai.jp/8174/

お願い:駐車場の用意がございませんので、電車・バス等の交通機関をご利用ください。

